

新型^{しんがた}コロナウイルスのために、仕事^{しごと}が休み^{やす}になったり、仕事^{しごと}がなくなったりして、生活費^{せいかつひ}（生活^{せいかつ}するためのお金^{かね}）に困^{こま}っているみなさま

一時的^{いちじてき}な資金^{しきん}の緊急貸付^{きんきゅうかしつけ}（しばらく^{ひつよう}のあいだ必要^{かね}なお金を借^かりることができ^します）のお知らせ

都道府県^{とどうふけん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}（みなさんの生活^{せいかつ}をたすけるところ）は、生活費^{せいかつひ}がなくて困^{こま}っている人^{ひと}にお金^{かね}を貸^かしています。収入^{しゅうにゅう}（給料^{きゅうりょう}）が少ない世帯^{すく}（同じ家^{せたい}でいっしょに生活^{おな}する人のグループ）は借金^{せいかつ}を借^かりることができます。

今^{いま}、コロナウイルスのために、たくさん^{こま}の人が困^{しごと}っています。仕事^{しごと}が休み^{やす}になったり、仕事^{しごと}がなくなったりして、生活費^{せいかつひ}（生活^{せいかつ}するためのお金^{かね}）が足りない人^{ひと}に特例貸付^{とくれいかしつけ}（特別^{とくべつ}にお金^{かね}を貸^かします）をします。

くわしいことは、この紙^{かみ}の裏^{うら}を見^みてください。

また、もっとくわしく知り^したかったら、電話^{でんわ}をしてください。

お金^{かね}を借^かりるときにすること
(みなさんは①をしてください。)

① 市区町村^{し く ちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に申し込み^{もう こ}をしてください。

(市区町村^{し く ちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に相談^{そうだん}したら、申し込み^{もう こ}の方法^{ほうほう}を教^{おし}えます。)

② 市区町村^{し く ちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}が都道府県^{とどうふけん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に申込書^{もうしこみしょ}を送^{おく}ります。

③ お金^{かね}を借^かすことが決^きまったら、お金^{かね}をみなさん^{おく}に送^{おく}ります。

お問い合わせ

姫路市^{ひめじ}社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい} 総合相談支援課^{そうごうそうだんし えん か}

電話^{でんわ}：079-280-2224

受付時間^{うけつけじかん}：月曜日^{げつようび}～金曜日^{きんようび} 9:30～16:00

おもに仕事が休みになった人（緊急小口資金 （すぐに少しお金を貸します））

赤い字は、新型コロナウイルスのためにルールをかえたもの。

せいかつひ ひつよう
生活費がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくのあいだ少しお金を貸します

たいしょうしゃ
■対象者（お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、仕事が休みにな
ったり仕事がなくなったりして収入が少なくなっ
て、しばらくのあいだの生活費がすぐに必要な
世帯

※ 借りることができる人が多くなりました。
※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事

をしていても、借りることができます。

かしつけしょうげんがく
■貸付上限額（いくらまで借りることができますか）

・学校などの休みで仕事がなくなった人、個人
事業主（個人で仕事をしている人）などの特別
な場合、20万円まで

・そのほかの人、10万円まで

とくべつ
※特別な場合、20万円まで借りることができるように
なりました。

すえおききかん かえ きかん
■据置期間（返さなくてもよい期間）

1年まで（借りてから1年まで返さなくて
もよいです）

※ 「2かけつまで」でしたが、「1年まで」になりました。

しょうかんきげん かえ きげん
■償還期限（返さなければならない期限）

2年まで（2年後までにかえさなければな
りません）

※「12かけつまで」でしたが、「2年まで」になりました。

かしつけりし ほしょうにん
■貸付利子（借りたお金につく利子）・保証人
（お金を借りるときあなたの身分を保証する
人）

利子は0（ゼロ）です。保証人はいりませ
ん。

もうしこみさき
■申込先

しくちょうそん しゃかいふくしきょうぎかい
市区町村の社会福祉協議会

おもに仕事がなくなった人（生活支援費）

生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。

たいしょうしゃ
■対象者（お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、収入が少なく
なったり、仕事がなくなったりして、生活するの
が大変な世帯

※ 借りることができる世帯が多くなりました。
※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事があ
っても、借りることができます。

かしつけしょうげんがく
■貸付上限額（いくらまで借りることができますか）

・世帯の人数が2人以上

1かけつ 20万円まで

・1人の世帯

1かけつ 15万円まで

貸付期間（借りることができる期間）：ふつ
うは3かけつまで

【注意】お金を借りるだけでなく、そのあと、みなさんが生活できるようになるための支援を
受けてください。

すえおききかん かえ きかん
■据置期間（返さなくてもよい期間）

1年まで（借りてから1年まで返さなくても
よいです）

※ 「6か月まで」でしたが、「1年まで」になりました。

しょうかんきげん かえ きげん
■償還期限（返さなければならない期限）

10年まで（10年後までにかえさなければな
りません）

かしつけりし ほしょうにん
■貸付利子（借りたお金につく利子）・保証人
（お金を借りるときあなたの身分を保証する
人）

利子は0（ゼロ）です。保証人はいりません。

※ 保証人がいたら利子は0（ゼロ）、保証人がいなかったら
利子は年1.5%でしたが、かえました。

もうしこみさき
■申込先

しくちょうそん しゃかいふくしきょうぎかい
市区町村の社会福祉協議会

じゅうみんぜいひかせいせたい じゅうみんぜい しょうかんじ
住民税非課税世帯（収入が少なくて住民税をはらわなくてもよい世帯）は、償還時（お金を返さ
なければならないとき）に、まだ収入が少なかったら、返さなくてもよいです。